

岩手海区漁業調整委員会公示第5号

岩手海区漁業調整委員会会議規程の一部を改正する公示を次のように定める。

令和4年11月15日

岩手海区漁業調整委員会

会長 大井 誠 治

岩手海区漁業調整委員会会議規程の一部を改正する公示

岩手海区漁業調整委員会会議規程（昭和47年岩手海区漁業調整委員会公示第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(会議) 第2条 [略] 2 [略] <u>3</u> [略]	(会議) 第2条 [略] 2 [略] <u>3 委員は、会長が必要と認めたときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法を活用して会議に参加することができる。</u> <u>4 前項の規定に基づき委員が会議に参加したときは、当該委員は会議に出席したものとみなす。</u> <u>5</u> [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この公示は、令和4年11月15日から施行する。